

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 水 津 達 夫

### 公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 監査の種類       | 公の施設の指定管理者監査   |
| 2 監査対象        | (1)公の施設 鯖江市農林業体験実習館（ラポーゼかわだ）<br>(2)指定管理者 株式会社 フードサービス福井<br>(3)施設の所管課 産業環境部商工政策課にぎわい推進室 |
| 3 事前調査期間      | 令和2年10月19日から令和2年11月9日まで  |
| 4 監査日         | 令和2年11月9日  |
| 5 監査対象年度      | 令和元年度  |
| 6 監査対象事項      | 施設の管理に係る事務および出納その他の事務  |
| 7 監査の方法および着眼点 |  |

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
- (3) 利用促進のための努力はされているか。
- (4) 施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。
- (5) 施設管理に係る各種規程は整備されているか。

## 第2 監査対象の概要

### 1 施設の概要

施設名	鯖江市農林業体験実習館（ラポーゼかわだ）
所在地	鯖江市上河内町19-37-2

### 2 指定管理者の概要

名称	株式会社 フードサービス福井
代表者	代表取締役 北野 耕一
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
指定管理料	無料

### 3 施設の利用状況

(人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
令和元年度	宿泊	299	431	529	461	1,768	749	304	232	414	297	462	432	6,378
	休憩	398	315	696	542	460	257	402	275	327	279	252	153	4,356
	入浴	7,557	8,690	6,847	6,548	7,569	6,750	6,199	4,286	9,299	9,673	8,079	7,573	89,070
	BBQ	433	1,329	496	773	1,038	595	676	161	0	0	0	0	5,501
	体験	365	837	630	609	1,248	411	585	679	385	284	390	141	6,564
令和2年度	宿泊	40	0	0	324	504	377	—	—	—	—	—	—	—
	休憩	0	0	4	90	36	48	—	—	—	—	—	—	—
	入浴	748	0	2,393	4,214	4,420	4,608	—	—	—	—	—	—	—
	BBQ	0	0	11	295	129	196	—	—	—	—	—	—	—
	体験	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—

※ 令和2年度の数値は、9月末現在の数値

## 4 財務諸表

貸借対照表

令和元年8月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
<b>【流動資産】</b>	<b>【 98,552,329 】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 103,642,763 】</b>
現金及び預金	63,314,690	買掛金	29,090,007
売掛金	20,243,869	短期借入金	37,000,000
商品	1,678,934	未払金	10,846,082
貯蔵品	725,941	未払法人税等	450,300
立替金	1,464,084	未払費用	19,430,435
未収入金	11,255,327	前受金	56,160
仮払金	64,404	預り金	674,629
前払費用	55,080	仮受金	2,622,950
貸倒引当金	△ 250,000	未払い消費税等	3,472,200
<b>【固定資産】</b>	<b>【 57,930,353 】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【 26,047,560 】</b>
(有形固定資産)	( 41,806,505 )	長期借入金	15,943,000
建物	400,001	役員借入金	10,104,560
付属設備	5,589,563		
機械装置	432,507		
車両運搬具	2,702,117		
工具器具・備品	2,076,167		
土地	30,606,150		
(無形固定資産)	( 55,800 )		
電話加入権	55,800		
(投資その他の資産)	( 16,068,048 )		
出資金	530,000		
投資有価証券	2,822,528		
生命保険積立金	8,750,520		
敷金	500,000		
建設負担金	3,465,000		
<b>【繰延資産】</b>	<b>【 3,153,494 】</b>		
創業費	3,153,494		
資産の部合計	159,636,176		
		負債の部合計	129,690,323
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		科 目	金 額 (円)
		<b>【株主資本】</b>	<b>【 29,945,853 】</b>
		(資本金)	( 10,000,000 )
		資本金	10,000,000
		(その他利益剰余金)	( 19,945,853 )
		繰越利益剰余金	19,945,853
		純資産の部合計	29,945,853
		負債及び純資産の部合計	159,636,176

## 損益計算書

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

科 目		金 額 (円)	
<b>【売上高】</b>			
宿泊休憩		66,070,436	
飲食		23,326,724	
売店		4,121,350	
入浴		28,216,410	
体験		5,772,129	
その他		2,139,897	129,646,946
<b>【売上原価】</b>			
食材仕入		27,300,202	
酒飲料仕入		2,220,312	
売店仕入		2,439,791	
体験仕入		1,675,720	
その他仕入		2,319,144	35,955,169
	売上総利益		( 93,691,777 )
<b>【販売費及び一般管理費】</b>			121,940,915
	営業損失		( 28,249,138 )
<b>【営業外収益】</b>			
雑収入		3,358,141	3,358,141
<b>【営業外費用】</b>			
支払利息		45,235	
創業費償却		740,400	785,635
	経常損失		( 25,676,632 )
<b>【特別損失】</b>			
前期損益修正益		116,912	116,912
	税引前当期純損失		( 25,793,544 )
	当期純損失		( 25,793,544 )

販売費及び一般管理費

自平成31年4月1日 至令和2年3月31日

科 目	金 額 (円)	
給 与 手 当	45,902,004	
通 勤 費	1,409,109	
業 務 委 託 費	10,016,181	
法 定 福 利 費	3,793,874	
福 利 厚 生 費	108,700	
広 告 宣 伝 費	1,750,239	
運 賃 ・ 配 送 費	61,000	
旅 費 交 通 費	134,730	
接 待 交 際 費	50,546	
車 両 費	1,182,749	
通 信 費	383,957	
水 道 光 熱 費	19,315,191	
租 税 公 課	57,400	
消 耗 品 費	4,258,282	
事 務 消 耗 品 費	412,254	
修 繕 費	2,025,551	
保 險 料	584,410	
支 払 手 数 料	4,151,853	
減 価 償 却 費	2,322,574	
諸 会 費	187,028	
リ ー ス 料	1,860,489	
販 売 促 進 費	231,491	
衛 生 費	5,373,940	
燃 料 費	11,684,924	
保 守 管 理 費	1,279,000	
本 部 管 理 費	2,358,785	
講 師 料	320,000	
雑 費	724,654	
販売費及び一般管理費		( 121,940,915 )

### 第3 監査の結果

鯖江市農林業体験実習館の指定管理者（株式会社 フードサービス福井）における出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した。

監査の結果、おおむね適正に執行されており重大な問題点は見受けられなかった。

#### 1 指摘事項

なし

#### 2 意見

##### 【株式会社 フードサービス福井】

- (1) 基本協定書の仕様書に、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとされている。基本協定に基づき、案内パンフレットに指定管理者名を表示されたい。
- (2) 仕様書に従い、管理運営業務の記録を含む業務日報を作成し、市から要求があった場合は提出すること。

##### 【共通】

- (1) 各種点検等については、基本協定書において施設の良好な維持のために点検等を実施することを規定しているが、現状は、特定の点検の実施不足や点検を実施していない状況である。

商工政策課にぎわい推進室と協議を行い、安全を確保したうえで、点検内容を改める必要があるならば改正を行い、適正な施設管理を行われたい。

- (2) 複式簿記による決算を市に報告する際、単式簿記では認められない減価償却等の支出を他の科目に振り替えて提出されている。

このような処理がなくても済むよう、決算報告の内容について協議していただきたい。